

利用者設備識別番号の指定を受けておらず 電気通信番号使用計画のみなし認定の対象となる事業者による報告に関する手引き

1 対象事業者

- 利用者設備識別番号の指定を受けておらず、電気通信番号使用計画のみなし認定の対象となる事業者

2 必要な報告事項・様式

- 報告は、IMSIを除く利用者設備識別番号が対象。
- 報告事項は、「番号使用状況」「卸電気通信役務¹の提供状況」「番号使用計画作成状況」。
- 報告事項の内容(様式)は、次の表に示す様式のとおり。
 - 1 卸電気通信役務とは、「(他の)電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」を指す。
 - 2 当分の間、データ伝送携帯電話番号及び音声伝送携帯電話番号については、様式第28の2(卸電気通信役務の提供状況)の報告が不要。

電気通信番号の種別等		様式			
		番号使用状況	番号ポータビリティ状況	卸電気通信役務の提供状況	番号使用計画作成状況
自らが指定を受けた利用者設備識別番号	-				
他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号	固定電話番号	様式第28の4		様式第28の2 ²	様式第28の4
	付加的役務電話番号				
	データ伝送携帯電話番号				
	音声伝送携帯電話番号				
	無線呼出番号				
	特定IP電話番号				
	FMC電話番号				
	特定接続電話番号				

様式第28の4 (他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて 使用する利用者設備識別番号の番号使用状況)

番号種別： 他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用するIMSI以外の利用者設備識別番号
内容： 番号使用状況

- ・ 他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用するIMSI以外の利用者設備識別番号について、番号使用状況を記載。
→ 本様式による報告を要する事業者は、電気通信番号の指定を受けておらず、電気通信番号使用計画についてみなし認定の適用を受ける事業者。

■「電気通信番号の種別」

- ・ 「固定電話番号(0ABJ)」「付加的役務電話番号(0120)」「付加的役務電話番号(0170)」「付加的役務電話番号(0180)」「付加的役務電話番号(0570)」「付加的役務電話番号(0800)」「付加的役務電話番号(0990)」「データ伝送携帯電話番号(020)」「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」「無線呼出番号(0204)」「特定IP電話番号(050)」「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載。(注1)
- ・ 「電気通信番号の種別」毎に作成。

卸元事業者が複数存在する場合は、電気通信番号の種別毎にまとめて記載ください。

■「法人番号」

- ・ 「会社法人等番号(12桁)」ではなく、「法人番号(13桁)」を記載。

■「合計」

- ・ 「番号使用数」と「番号未使用数」の合算値を記載。
- ・ 卸元事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用可能となっている番号数と一致することを確認して記載。

電気通信番号の使用に関する報告
(みなし認定／番号使用状況)

年3月31日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号 の種別	電気通信番号 使用計画作成 状況	番 号 使 用 数		番号未使用 数	備考	合計
			うち卸提供 数			
合計						

■「電気通信番号使用計画作成状況」

- ・ 直近に電気通信番号使用計画を作成し、又は変更した年月日(西暦)を記載(注2)。

■「番号使用数」

- ・ 最終利用者に付与している電気通信番号()の数を記載(注3)。
報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける事業者(卸先事業者)が最終利用者に付与するものを含む。
自らが利用者との契約を行う都度、卸元事業者から番号の提供を受け、解約毎に卸元事業者に番号を返却する形態の場合は、利用者が使う番号数を記載。

■「卸提供数」

- ・ 「番号使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数()を記載(注4)。
→ すなわち、卸先事業者において使用している数を記載。
将来、特定の事業者に提供するために留保している(システム上の権限は卸元事業者にある)が、未だ役務提供に使用していない番号は含まない。
卸電気通信役務として提供していると判明している番号の数を記載。

■「番号未使用数」

- ・ 他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用できるもののうち、最終利用者に付与していない番号の数()を記載。
使用を休止している番号(利用者の混乱回避等の観点から付与をしていない番号)を含む。
将来、特定の事業者に提供するために留保している(システム上の権限は卸元事業者にある)が、未だ役務提供に使用していない番号は含まない。
自らが利用者との契約を行う都度、卸元事業者から番号の提供を受け、解約毎に卸元事業者に番号を返却する形態の場合は「0」となる。

様式第28の2 (卸電気通信役務の提供状況)

番号種別： 自らが指定を受けた利用者設備識別番号（IMS Iを除く）又は他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号（IMS Iを除く。）であって、他事業者に対し卸電気通信役務により提供するもの
内容： 卸電気通信役務の提供状況

- ・ 自らが指定を受けた利用者設備識別番号¹（IMS Iを除く。以下同じ。）又は他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号であって、他事業者に対し卸電気通信役務により提供するものについて、卸電気通信役務の提供状況を記載。
 - 本様式による報告を要する事業者： 利用者設備識別番号の指定を受けた事業者であって、卸電気通信役務を提供する事業者
他事業者が指定を受けた利用者設備識別番号を他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用する事業者であって、卸電気通信役務を提供する事業者
- ・ 卸電気通信役務の提供先及び電気通信番号計画 第2の5に規定する卸電気通信役務の提供に際してのルール²の遵守状況を記載するもの。
 - 1 当分の間、データ伝送携帯電話番号及び音声伝送携帯電話番号については、報告対象外。
 - 2 本ルールの詳細は、手引き1（認定を受ける必要がある電気通信番号使用計画の作成等に関する手引き）別紙の2.（1）又は4.（1）を参照。

■「卸先事業者名」「法人番号」

- ・ 卸先事業者の氏名又は名称、及び卸先事業者の法人番号を記載。報告年度中に新たに卸電気通信役務の提供を開始した卸先事業者については、氏名又は名称に下線を付す。法人番号の記載ができない場合には、当該電気通信事業者の住所を記載（注2）。
卸電気通信役務の提供を受けていると判明している電気通信事業者を記載。

電気通信番号の使用に関する報告 (卸電気通信役務（利用者設備識別番号）の提供状況)

年4月1日から
年3月31日まで

事業者名 法人番号 登録番号又は届出番号				
卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認	卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意

■「電話転送役務の提供」

- ・ 卸先事業者に対し、電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。）を提供している場合に「○」を記載（注3）。
→ すなわち、自らの電話転送役務を卸電気通信役務として卸先事業者に提供している場合に「○」を記載。
自らの電話役務（電話転送役務を除く。）を用いて卸先事業者が電話転送役務を提供しているか否かとは関係がない。

■「卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認」

- ・ 新たな種別の電気通信番号を使用する卸電気通信役務の提供の開始に際し、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況を確認している場合に、その確認を行った西暦年数（定期又は不定期に確認している場合は、直近に確認を行った西暦年数）を算用数字で記載（注4）。

上記以外は、運用の基本方針（*）のP3に基づき、以下の通り記載。

・ 確認を留保している場合：「留保中」

・ 確認できず総務省に通報している場合：「通報済」

電気通信番号の指定元の別（自らが指定を受けたものか、他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用するものかの別）、卸元事業者の別ごとに様式を分ける必要はない。

■「卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意」

- ・ 卸電気通信役務の提供の契約に関する書面において卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することについて合意している場合に、その合意を行った西暦年数を算用数字で記載（注5）。

運用の基本方針（*）のP12に基づき、既存契約かつ変更及び更新もなかったため、合意を行っていない場合は、「-」と記載。